

## 義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備を求める意見書

今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子供たちの状況を踏まえた多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが必要となっている。

そのための財政的な保障は、国の絶対的な責務である。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしている。

しかしながら、政府は昭和 60 年度以降に義務教育費国庫負担制度の見直しを継続的に行い、これまでに旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当、児童手当などの義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経緯がある。さらに、2006 年の三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「2分の1」から「3分の1」に引き下げられ、日本はGDPに占める教育費の割合がOECD加盟国の中で最下位レベルとなっているのが現状である。

義務教育費国庫負担がなくなると、自主財源の厳しい地方公共団体では義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じる。特に、多くの離島僻地校を抱える沖縄県は非常に深刻な状況に置かれることは間違いない。

子供たちの教育に、地域による格差があってはならない。憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきである。

よって、当市議会は全ての子供たちの教育条件の整備のため、下記事項の実現に向けて最大限の努力を払うよう要望する。

### 記

- 1 教育の機会均等としてその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を2分の1以上に拡充すること。
- 2 教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充できるようにすること。
- 3 意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。
- 4 教育関係予算を増額し、充実させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 23 日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長